

阿南工業高等専門学校名誉教授称号授与規則施行細則

(平成10年3月31日)

(細則第1号)

(第2条の運用)

第1条 阿南工業高等専門学校名誉教授称号授与規則(以下「名誉教授称号授与規則」という。)第2条第3号の運用については、次の基準による。

- (1) 副校長, 教務主事, 学生主事, 寮務主事, 創造技術工学科長, 専攻科長, 地域連携・テクノセンター長, 広報情報室長, 自己点検・評価委員長, 各コース主任, 一般教養主任, 図書館長, 学生相談室長, 総合情報処理室長, キャリア支援室長, グローバル推進室長, リサーチユニット長, 高度情報教育センター長として, 教育上の功績が特に顕著であり, 本校の育成発展に特に功労のあった者で, 定年等により退職した者
- (2) 文化勲章令(昭和12年2月11日付勅令第9号), 文化功労者年金法(昭和26年4月2日付法律第125号)及び日本学士院法(昭和31年3月24日付法律第27号)の規程による受賞者, 日本学士院法の定めるところにより日本学士院会員に選定された者, 国際的な学術賞の受章者又はその他これらに準ずる学術上の功績が特に顕著であった者で, 定年等により退職した者

(第4条及び第7条の運用)

第2条 名誉教授称号授与規則第4条及び第7条に定める名誉教授にふさわしくない行為とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則第46条に定める懲戒処分を受けた場合
- (2) 独立行政法人国立高等専門学校機構以外で在職した機関で前号に準ずる懲戒処分を受けた場合
- (3) その他前各号に準ずる行為があった場合

(第6条の運用)

第3条 名誉教授称号授与規則第6条に定める辞令書は、別紙様式のとおりとする。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行し、平成6年4月1日から適用する。ただし、第1条第1号中の専攻科については、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前に各科主任, 一般教科主任であった者については, 改正後の規定にかかわらず, 従前の例による。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年2月10日から施行する。